

■ 海外研修

1. 目的	
	<p>本制度は、本学海外研修規程に基づき、海外の大学・研究所その他これに準ずる公共的な教育施設又は学術研究施設において、本学専任教員がその専攻する分野の調査研究に専念することを目的とするものです。</p> <p>なお、海外研修者には、本学の資金によって海外研修をする在外研究員、政府や機関の資金によって海外研修をする特別在外研究員、自己負担によって海外研修をする私費在外研究員があり、以下は在外研究員の募集内容となります。</p>
2. 募集内容	
申請資格	<p>本学の専任教員であって、研修する年度の4月1日において、在職年数3年以上の者、 【長期・中期】かつ、研修終了日より定年までの期間が3年以上ある者 【短期】年齢制限なし</p> <p>※特別在外研究員（外部資金での研修者）、私費在外研究員及び本学が教育研究の振興上必要があると認められた者については、在職年数及び年齢の制限は設けない。</p> <p>※2回目の研修の場合、長期はその終了後7年以上、中期・短期はその終了後3年以上経過していること。（長期・中期の研修はそれぞれ在職期間中2回まで）</p>
研修期間	<p>2028年度 【長期】6か月以上1年以内 【中期】2か月以上6か月未満 【短期】3週間以上2か月未満</p>
対象人数	<p>【長期】2名 【中期】2名 【短期】3名</p>
支援金額	<p>【長期】上限300万円 【中期】上限150万円 【短期】上限50万円</p>
申請方法	<p>申請様式（「海外研修_願書兼計画書・推薦書・報告書.xlsm」）を作成し、所属長の推薦書を添えて、コラボフロー（「研究支援制度申請届・変更届」）にて提出</p> <p>※受入機関との交渉は、申請者が事前に行い、内諾を得ること。 調整が確定していない場合は、調整中の段階でも申請が可能。</p>
受付期間	<p>2026年4月1日（水）～8月31日（月）17時【厳守】</p>
審査方法	<p>研究推進委員会の議を経て、学長が決定します。</p> <p>決定後、採択者の氏名等が大学教育研究評議会に報告されます。</p> <p>※2028年度の予算査定の結果、本制度の予算が確保されなければ交付されません。ご了承ください。</p> <p>※対象人数を上回った場合、調整をお願いする可能性があります。</p> <p>調整が困難な場合は、下記の観点で審査を行いますので、予めご了承ください。</p> <p>①過去5年間の教育・研究業績（学内での教育活動への貢献、論文発表、学会発表、産学官連携活動、社会貢献活動、学外研究資金の獲得） ②成果の具体性（研修で見込まれる成果が、具体的に具現化できるものであること） 及び、具体的な研究のアウトプットの方法 ③その他（①②の他、学部運営や全学センターの運営などにあたって特筆すべき貢献がある場合）</p>
受給要件	<p>帰国後、その研究の成果をもって本学の研究及び教育に寄与するように務め、また、2年以内にその研究の成果を学術論文としてまとめ、学術雑誌等に発表する必要があります。</p> <p>次の①～③に該当する場合は、研修期間中に支給を受けた研修費を返還していただきます。</p> <p>（やむを得ない事情がある場合は、事前にご相談ください）</p> <p>①「6. 研修決定後の手続き」を行わなかった場合は、全額を返還 ②研修期間終了後1年以内に退職する場合は、全額を返還 ③研修期間終了後1年を超え2年以内に退職する場合は、半額を返還</p>
3. 申請上の注意	
	<p>申請にあたっては「追手門学院大学海外研修規程」をよくお読みください。</p>

■ 海外研修

4. 支給対象の経費

対象となる費目は、外国旅行に要する交通費及び滞在費とする。
※交通費並びに滞在費の計算方法及び金額は、「追手門学院大学旅費規程」に従います。

5. 補助金に関する手続き

財団法人私学研修福祉会、日本私立学校振興・共済事業団等で所定の要件を満たしており、学校法人が負担する研修経費について補助金の申請を行うことができる場合は、研究費チームを通じて上記団体へ申請手続きを行うことがあります。

6. 研修決定後の手続き

- ①研修出発前に「海外研修出発届」をコラボフローにて提出
- ②研修期間の中間日までに「海外研修中間報告書」をコラボフローにて提出
- ③帰国後5日以内に「海外研修帰国届」をコラボフローにて提出
- ④帰国後20日以内に「海外研修成果報告書」をコラボフローにて提出
- ⑤帰国後2年以内に研究成果を発表し、報告

7. 派遣人数の上限

同一年度において全学で派遣することのできる人数の上限は、以下のとおりです。
【長期】2名
【中期】2名
【短期】3名 ※各学部・機構ごとの上限は1名
ただし、予算の範囲内で派遣する人数を変更することがあります。
なお、各学部・機構ごとに派遣することができる人数は、国内・海外研修あわせて原則2名までです。